
令和5年度 鳥取県障害支援区分認定調査員 養成研修 募集要項

1 目的

障害支援区分認定に係る調査に従事しようとする者を対象として、市町村が障害福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つである障害支援区分について、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に区分認定の事務が行われることを目的として実施します。

2 実施主体 鳥取県（実施機関：特定非営利活動法人 鳥取県障害者相談支援専門員協会）

3 受講対象者

- ア 市町村職員
- イ 相談支援事業所職員（注1）
- ウ 介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人職員（注2）
- エ 障害者支援施設職員（※新規認定に係る調査はできない。）（注2）

（注1）イに掲げる職員が受講する場合は、所属事業所が市町村障害者相談支援事業の委託を受けている事業所であること、または、現に市町村から区分認定調査業務を受託しているか、間もなく（遅くとも来年同時期までに）受託する予定であることのどちらかを満たしていることが要件となります。

（注2）ウ、エに掲げる職員が受講する場合は、法人、施設が、現に市町村から区分認定調査業務を受託しているか、間もなく（遅くとも来年同時期までに）受託する予定であることが要件となります。

※ 市町村の職員のうち認定調査の業務に初めて携わる方は、適切な給付のための障害支援区分に関する専門知識を高めるため、ぜひ受講下さい。

※ イ～エの職員のうち、認定調査の業務に初めて携わる方は、必ずこの研修を受講する必要があります。

4 カリキュラム

別紙のとおり

5 日時・会場

令和5年6月2日（金）9時20分～17時20分

※ オンラインにて実施します。

6 募集定員

80名

7 申込方法等

【申込方法】

インターネット上の申込フォームよりお申し込みください。

下記のURL、または右のQRコードから申込フォームへアクセスし、必要事項をご入力の上、送信してください。

<https://forms.gle/JegVMQJp7rb6dBfq8>

QRコード



※お申し込みの際、必須項目については、必ず入力をお願いします。

※同じ事業所から複数の方を申し込まれる場合には、お一人ずつ入力してください。

※お申し込み内容等についてお問い合わせする場合がありますが、ご本人に連絡が取れなかった場合、申込責任者に連絡させていただきます。

※申込書の記載に虚偽や不備が認められた場合、受講を認めることはできませんのでご注意ください。また、虚偽等の内容に基づき受講した場合にあっては修了が認められませんので、合わせてご承知おきください。また、受講した科目についても修了扱いとはいたしませんのでご承知おきください。

【申込×切】

令和 5年 5月 12日（金）午後5時まで

- ・原則、申し込みは上記申込フォームからのみ受付いたしますが、使用しているネットワークのセキュリティにより申込フォームにアクセスできない方、また、障がい等により上記申込フォームの利用ができない方は事務局にお問い合わせください。

（事務局）電 話 080-8983-1691

FAX 0859-37-2125

8 受講決定

- ・申し込まれた内容を元に受講決定しますので、誤りのないようご記入ください。
- ・受講決定につきましては、申込×切後、メールにて連絡させていただきます。

9 オンライン研修について

- ・研修はオンラインで実施します。
- ・使用するツールは「Zoom」（web 会議システム）です。
- ・「Zoom」で研修を受講するためには、インターネット環境及びマイク・カメラ機能のあるパソコンが必要です。（タブレット、スマートフォンは不可）
- ・グループワークがありますので、必ず1人1台パソコンをご用意ください。（事情のある方は、あらかじめご連絡ください）
- ・その他、別添の「オンライン研修に関する注意事項」をお読みいただき、記載事項について遵守していただきますようお願いいたします。

【オンラインテスト】

- ・事前にネット環境を確認させていただきます。当日使用するパソコンで、当日参加予定の場所（環境）にて、ご参加ください。
- ・日時は別途メールにて案内いたしますので、指定された日の、指定された時間帯に、指定されたURLにアクセスしてください。

※オンラインテストの日までに、パソコンでオンライン研修が受講できる環境をご用意下さい。

※なお、オンラインでの研修に不安のない方は、オンラインテストにご参加いただかなくて結構です。

※また、オンラインテスト、並びに研修当日につきましても、「Zoom」の基本操作については、受講者の責任にて、あらかじめ習得した上でご参加ください。とくに研修中は、他の受講者の受講の妨げとなるため、操作に関する質問にはお答えできませんので、ご了解ください。

10 レポートの提出について

- ・研修終了後には、研修の受講状況や学習効果を測るため、受講した内容や感想をまとめたレポートを提出していただきます。
- ・レポートは、必ず指定された文字数以上でまとめてください。文字数が足りない場合は再提出となりますので、ご承知おきください。
- ・レポートの様式は、講義資料、演習資料等と同様、あらかじめ配布させていただきます。
- ・なお、レポートの提出は必須です。提出の無い方には修了証明書が交付されませんので、ご承知おきください。

11 修了証明書の交付

- ・すべての研修課程を修了した方に、修了証明書を交付いたします。
- ・研修修了後、概ね1か月後に鳥取県が修了証明書を発行し、実施団体から郵送いたします。
- ・なお、研修修了者については、鳥取県が修了者名簿を作成し、管理します。

12 受講料

お一人 500円

- ・お支払い方法は「銀行振り込み」のみです。
- ・受講が決定した方には、振込先を通知しますので、必ず期日までに指定の口座に振り込んでください。

※期日までに振込が確認できなかった場合は、特段の事情のない限り、受講をお断りします。

※受講料の振込後、受講者の事情により受講を取りやめた場合、返金はいたしかねますので、ご了承ください。

13 個人情報の取り扱い

- ・受講申込に関わる個人情報については、本研修の実施に必要な連絡、名簿等の作成以外には使用いたしません。

14 その他

- ・使用するテキストは、**「障害者総合支援法 障害支援区分認定ハンドブック」**（中央法規出版）
価格：3,520円（税込）です。
- ・当日は、上記ハンドブックをお手元にご用意下さい。お持ちでない場合は各自ご購入の上、ご準備下さい。
- ・原則として、遅刻・早退・途中退席は欠席とみなされ、修了証明書の交付を受けることはできません。
- ・なお、受講態度が著しく不良と認められた場合は、県と協議した上で、注意喚起させていただくことがあります。また、その後も注意に従っていただけない場合は、研修の打ち切りを判断させていただくこともありますので、ご承知おきください。
- ・また、研修が打ち切りとなった場合は、すでに受講した内容についても、受講済みとは取り扱わないものとしますので、予めご承知おきください。

研修に関する大きな変更については、事務局より申し込み者あてに、直接ご案内させていただきますが、軽微なものについては研修ホームページにて周知させていただきます。随時、ご確認ください。

ホームページ：<https://tottorikenshuu.web.fc2.com/>

お問い合わせ先（受付時間：平日 9：30～17：00）

〒683-0064 米子市道笑町二丁目 126 桑本ビル1階
特定非営利活動法人 鳥取県障害者相談支援専門員協会 事務局
電話080-8983-1691
メール：tottori.kyokai@gmail.com

● 鳥取県障害支援区分認定調査員＜養成研修＞カリキュラム

開始時刻	終了時刻		科目
9:20	9:30		オリエンテーション
9:30	10:00	講義	障害者総合支援法における「障害支援区分」について
10:00	12:00	講義	認定調査について（調査項目の理解、マニュアルの解釈、事例の理解等）
13:00	15:00	講義	認定調査について（調査項目の理解、マニュアルの解釈、事例の理解等）
15:10	17:20	演習	演習・質疑応答

オンライン研修に関する注意事項

研修事務局

以下について、遵守していただきますようお願いいたします。

・研修中は、研修に専念してください

トイレ、体調不良等、やむを得ない場合の離席を除き、無断で席を外すことはお止めください。また、電話対応を含む業務等への対応や私語、居眠り等はお止めください。

・ビデオの不調や入退室を繰り返してしまう場合

ネットの接続状態が悪い等の理由で、度々自分の画像がZoomで表示されなくなる、バーチャル会議室への入退室を繰り返してしまう等があった場合には、他の受講者の受講の妨げになることから、事務局の判断で研修を打ち切らせていただくことがあります。状態が悪いと思った際には、事務局に連絡を入れ、相談していただきたいと思えます。

・研修中に長時間退出しなければならない場合

受講中、ネット環境に不具合が生じ、長時間退出せざるを得ないような事態となった時は、事務局に連絡を入れるようにしてください。また事務局より電話を差し上げた場合は、対応いただきますようお願いいたします。

・受講中はビデオをオンに、ミュートもオンにしてください

オンラインでの研修中は、事務局は受講者の受講状況を確認する必要があるため、常時ビデオをオンの状態にし、必ず受講者の顔が写るように調整してください（休憩時間は除きます）。受講状況が確認できなかった場合、事務局の判断で研修を打ち切らせていただくことがあります。（Zoomのバーチャル会議室からの退出措置を取り、以後入室を認めない対応を行います）

・スマホ、タブレット等の研修目的以外での使用について

スマホ、タブレット等の研修受講以外の目的での使用を禁止いたします。ただし、研修の理解を助けるための検索や、関連するホームページの閲覧等で使用することは問題ありません。

・研修は、通常の研修と同様をお願いします

オンライン研修は、通常の集合型の研修と同じ意識でご参加ください。服装も通常の研修会に参加する時と変わらないもので、受講態度もリラックスして参加していただくのは良いのですが、椅子にふんぞり返っての参加や、立ったり座ったりして落ち着かない態度での参加はお断りします。

また、水分補給は水かお茶までとしてください。もちろん、お菓子や飴などを口に入れながらの受講もお断りします。

会場で参加している時と同じであることが基本であると考えていただければと思います。

（以上）